

# 「丹波篠山国際博 日本美しい農村、未来へ」 交通実証事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

この実施要領は、2025年に開催する「丹波篠山国際博 日本美しい農村、未来へ」（以下「丹波篠山国際博」という。）を翌年に控え、訪日客や全国からの観光誘客及び市内広域周遊を促すため効果的な交通実証事業を行うにあたり、業務の内容、スケジュール、プロポーザルへの参加要件、企画提案書類に関する事項等、受託候補者を選定するために必要な事項について定める。

## 2. 業務の内容

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| (1) 業務名    | 「丹波篠山国際博」交通実証事業業務          |
| (2) 業務内容   | 「仕様書」のとおり                  |
| (3) 契約期間   | 契約締結日から令和7年3月31日(月)まで      |
| (4) 委託費の上限 | 6,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。） |

## 3. 選定方式

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 選定方式 | 公募型プロポーザルとする。<br>企画提案書類については1次審査（書類審査）を行い、1次審査通過者によるプレゼンテーション審査を実施し、受託候補者を決定する。                                       |
| (2) 理由   | 本業務においては、旅客や市民の安全に配慮した運行管理及び車両の適正な管理など、技術力、専門性、並びに実績などの要素に加えて、実証事業により丹波篠山国際博開催時の誘客を促す最適な交通計画、集客手法、事業採算性など総合的な提案を得るため。 |

## 4. スケジュール

- |                 |                                |
|-----------------|--------------------------------|
| (1) 募集開始日       | 令和6年7月18日(木)                   |
| (2) 参加申込書提出期限   | 令和6年7月25日(木) 午後5時              |
| (3) 質問書提出期限     | 令和6年7月25日(木) 午後5時              |
| (4) 質問書回答期日     | 令和6年7月30日(火)                   |
| (5) 企画提案書類提出期限  | 令和6年8月 5日(月) 正午                |
| (6) 1次審査結果通知    | 令和6年8月 6日(火)                   |
| (7) プレゼンテーション審査 | 令和6年8月 8日(木)<br>(1次審査通過者に通知する) |
| (8) 最終結果通知      | 令和6年8月14日(水)                   |

## 5. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加申込書受付期間に、丹波篠山入札参加者指名停止基準に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 丹波篠山市暴力団排除条例（平成24年篠山市条例第24号）第2条第1項第1号から第3号に規定する暴力団及び暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

## 6. 提出先

- (1) 担当窓口 丹波篠山市 観光交流部 商工観光課（丹波篠山国際博担当）
- (2) 所在地 〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町41番地
- (3) T E L 079-558-8891
- (4) F A X 079-556-7021
- (5) 電子メール expo\_div@city.sasayama.hyogo.jp

## 7. 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書（様式第1号）により、参加申込書提出期限までに「6. 提出先」へ電子メール又はFAXにより提出すること。

※届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

## 8. 質問書の提出及び回答

### (1) 質問書の提出

本要領及び仕様書の内容に質問や質疑がある場合は、質問書（様式第2号）により、質問書提出期限までに「6. 提出先」へ電子メール又はFAXにより提出すること。  
なお、電話や口頭による質問、提出期限後の質問及び提出書類等の作成に関連がないと担当課が判断する事項についての質問は、一切受け付けない。

※届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

### (2) 質問書に対する回答

質問書提出期限までに提出された質問書に対する回答は、参加申込書を提出したすべての者に電子メールで通知する。なお、回答への問い合わせ及び異議申立ては、一切受け付けない。また、質問に対する回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなすものとする。

## 9. 企画提案書類の提出

- (1) 提出期限 「4. スケジュール (5)企画提案書類提出期限」 のとおり
- (2) 提出場所 「6. 提出先」 のとおり
- (3) 提出方法 持参又は郵送

※持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時まで（最終日は正午まで）とする。郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、提出期限までに必着するように発送するとともに、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

### (4) 提出書類

#### ①企画提案書

※表紙は様式第3号、企画提案書は任意様式。A4判用紙（一部A3判資料折込使用可）を用い、各ページに通し番号を付けて提出すること。表紙を含め40ページ以内とする。

#### ②暴力団等の排除に関する誓約書（様式第4号）

#### ③見積書（様式第5号。内訳書は任意様式）

### (5) 提出部数 6部（正本1部、副本5部）

※副本には、事業者名等が特定できるような記載（代表者名、事業者のロゴマーク等）は行わないこと。

## 10. 企画提案書の記載事項

- (1) 提案者概要
- (2) 協力会社概要（協力会社がある場合）
- (3) 類似業務（一般貸切旅客運送自動車事業、募集型企画旅行等）実績
- (4) 運営計画（準備、告知宣伝、実施、実証報告など。スケジュールを含む）
- (5) 業務実施体制（企画、募集、運行、緊急対応など。人員配置を含む）
- (6) 市外からの誘客及び市内広域周遊バスツアー企画提案

（詳細は別紙「仕様書」のとおり）

効果的な実証事業を行うために提案いただきたいポイント

- ①運行日程や設定コース提案
  - ②告知集客方法
  - ③集客実績想定
  - ④予約決済方法
  - ⑤安全運行管理
  - ⑥適正な収入と経費バランス
  - ⑦丹波篠山国際博本番につながる実証検証方法など
- (7) その他、丹波篠山国際博への誘客を促す独自提案

## 1 1. 留意事項

- (1) 企画提案書は、1者につき1案とし、原則として提出された書類は返却しない。
- (2) 提出期限後の提出書類の追加、修正及び再提出は、原則認めない。
- (3) 企画提案書類の策定及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書類は審査のみに使用し、提案者に無断で使用しない。
- (5) 参加申込書提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）を提出すること。

## 1 2. プレゼンテーション審査

1次審査（書類審査）及びプレゼンテーション審査の結果、最も優れた提案を行った提案者（最高評価点を得た提案者）を受託候補者とする。候補者の選定は、「丹波篠山国際博交通実証事業業務プレゼンテーション審査会」（以下、「審査会」という。）において行う。応募者が1者の場合は、審査会委員（以下、「審査委員」という。）が本業務を遂行できる事業者であるかを総合的に判断した上で選定を行う。

### (1) 1次審査

提出書類に基づき実施する。書類審査の結果、上位5社までをプレゼンテーション審査の対象とし、応募者全員に1次審査の結果を、1次審査通過者にプレゼンテーション審査の案内を通知する。

### (2) プレゼンテーション審査

企画提案書（任意様式）の内容を審査委員に説明し、審査委員の質疑応答により実施する。説明者は3人以内とし、業務責任者の出席を必須とする。

① 実施日 令和6年8月8日(木)

②実施場所 丹波篠山市役所会議室（予定）

③実施時間 準備時間等を除き1事業者につき30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とする。

④使用機器 プレゼンテーションに必要な場合は、会場に準備するプロジェクター、スクリーンを除き、必要な機器等は各事業者において準備する。ただし、機器等を使用する場合は、あらかじめ担当課に連絡するものとする。

⑤審査基準 別紙「プロポーザル評価基準」により審査を行う。

⑥結果通知 最終審査結果は、プレゼンテーション審査参加者全員に文書により通知する。

⑦その他 結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

## 1 3. 契約手続き

審査により、最も優れた提案を行った提案者（最高評価点を得た提案者）を受託候補者とし、契約締結に向けた協議を行う。